

文化ファッション大学院大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という。）は、先鋭的で独創的なファッション価値の創造と、具現化を実現するために、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識と卓越した能力を培うことにより、文化・社会の発展に寄与するとともに、ファッション産業の分野において貢献しうる高度職業人の育成・輩出を使命・目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

3 点検、評価等に関する規程は、別に定める。

第2章 研究科・専攻の組織及び教育目的等

(研究科・専攻)

第2条 本大学院は、専門職大学院とし、専門職学位課程のファッションビジネス研究科を置く。

2 ファッションビジネス研究科に、次の専攻を置く。

(1) ファッションクリエイション専攻

(2) ファッションマネジメント専攻

(教育目的)

第3条 本大学院のファッションビジネス研究科は、豊かな社会の創出や課題の解決を具現化するファッション知財を創造し、世界市場に提案することができる高度職業人として必要な、理論と実務の両面にわたる能力を培うことを教育目的とする。

2 ファッションクリエイション専攻は、自らの研究目的に沿った創作行為を通じ、新たな知財価値となる着想を得て、それをファッション知財として具現化できるデザイナーやモデリストなどのクリエイターを育成することを教育目的とする。

3 ファッションマネジメント専攻は、世界市場に提案するファッション企業・ブランド・店舗・システムなどを、理性と感性を有しマネジメントできる人材を育成することを教育目的とする。

(標準修業年限・最長在籍年数)

第4条 本大学院の標準修業年限は2年とし、在籍年数は6年を超えることはできない。

(入学定員・収容定員)

第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

ファッションビジネス研究科

ファッションクリエイション専攻	入学定員	50名	収容定員	100名
ファッションマネジメント専攻	入学定員	30名	収容定員	60名

(附属施設)

第6条 図書館・学生寮、その他必要な附属施設は同一法人の学校と共用とし、これに関する規程・規則は別に定める。

第3章 教育課程等

(授業科目等)

第7条 本大学院の授業科目、単位数は、別表1のとおりとする。

(単位認定・成績評価・単位数の計算)

第8条 本大学院において、授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

2 成績評価は、定期試験結果・授業への参加意欲等を総合して決定し、その科目の総合点は次による。

90点以上をAA、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をC、60点未満をEとし、C以上を合格、Eを不合格とする。またP(認定)を置き、科目の合否のみを判定する評価とする。

3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によって計算する。

講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定められた時間の授業をもって1単位とする。

4 単位履修に関する細則は別に定める。

(他大学院における授業科目の履修)

第9条 各専攻において教育上有益と認めるときは、本大学院の学生が他の大学院において履修した授業科目について、修得した単位数がその専攻の修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位数等の認定)

第 10 条 各専攻において教育上有益と認めるときは、本大学院の学生が当該専攻に入学する前に大学院において履修した授業科目について履修した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を当該専攻に入学した後の当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の単位は、前条の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて各専攻が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

第 4 章 課程修了の認定及び学位の授与

（専門職学位課程の修了要件）

第 11 条 専門職学位課程の修了要件は、各専攻に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、50単位（ファッションクリエイション専攻では「修了作品」および「ポートフォリオ」の審査での合格、ファッションマネジメント専攻では「修了研究プロジェクト報告書」の審査での合格を含む）以上を修得した者を修了者とする。

（学位の授与）

第 12 条 専門職学位課程を修了した者には、専攻により次のように学位を授与する。

ファッションビジネス研究科（専門職学位課程）

ファッションクリエイション専攻	ファッションクリエイション修士（専門職）
ファッションマネジメント専攻	ファッションマネジメント修士（専門職）

第 5 章 学年、学期及び休業日

（学年及び学期）

第 13 条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の学年を分けて次の2期とする。

前期	4月1日から9月20日まで
後期	9月21日から3月31日まで

3 年間の授業日数は定期試験等の期間を含め、年間35週にわたることを原則とする。

（休業日）

第 14 条 本大学院の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学園創立記念日 6月23日
- (4) 春季休暇
- (5) 夏季休暇
- (6) 冬季休暇

2 学長は、必要がある場合は前項の休業日を臨時に変更することができ、また臨時の休業日を定めることができる。

第6章 入学・休学・退学・除籍・再入学

(入学)

第15条 専門職学位課程に入学を許可される者は、次の各号の一に該当し、かつ、入学試験に合格し所定の手続きを完了した者とする。

- (1) 大学を卒業（学士取得）した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程（修業年限が4年以上を修了し、高度専門士の資格を取得した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 本大学院において、個別の審査により、学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳以上の者

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学志願手続)

第17条 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、所定の検定料を納入しなければならない。

(入学手続)

第18条 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、所定の学費を納入しなければならない。

(休学)

第19条 病気その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは、前期又は後期授業開始日までに所定の手続きにより、学長の許可を得なければならない。

2 休学期間は、その学年末までとし、通算して4年を超えることはできない。

- 3 休学期間は、在籍年数に算入する。
- 4 休学者が復学を願い出たときは、学年の初めにおいて許可することがある。
- 5 これに関する規程は別に定める。

(退学)

第 20 条 病気その他やむを得ない事由によって退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 21 条 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者は、除籍する。

- 2 最長在籍年数 6 年を経て修了できなかったときは、除籍する。
- 3 正当の理由がなくて 6 ヶ月以上修学しない者は、除籍する。

(再入学)

第 22 条 退学者が再入学を願い出たときは、それを許可することがある。

- 2 再入学の許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、所定の学費を納入しなければならない。

第 7 章 職員組織

(職員)

第 23 条 本大学院に、次の職員を置く。

- (1) 教員として、学長、教授、准教授、助教、助手を置く。また、副学長を置くことができる。
- (2) 事務職員として、事務員、技術員、司書、学芸員その他必要な職員を置く。

(職務)

第 24 条 学長は、本大学院の校務を総理し、所属の職員を統督する。

- 2 副学長は、学長を助け、その命を受けて校務をつかさどることができる。
- 3 教授は、学生の教授に当たるとともに研究に従事する。
- 4 准教授は、学生の教授に当たるとともに研究に従事する。
- 5 助教は、学生の教授に当たるとともに研究に従事する。
- 6 助手は、所属組織の教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う。
- 7 事務員は、事務に従事する。
- 8 技術員は、校舎施設の営繕、機械器具等の諸設備の修理保全に当たる。
- 9 司書は、図書に関する事務に従事する。
- 10 学芸員は、博物館の業務に従事する。

第8章 運営会議・内部質保証委員会

(運営会議・内部質保証委員会)

第25条 本大学院に、運営会議・内部質保証委員会を置く。

2 運営会議・内部質保証委員会に関する規程は、別に定める。

第9章 教授会

(教授会)

第26条 本大学院に、教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

第10章 入学検定料・学費

(入学検定料・学費)

第27条 入学検定料は次のとおりとする。

全コース共通 入学検定料 35,000円

2 学費は、入学金、授業料、演習実習費、教育充実費とし、前期及び後期にそれぞれ指定期日までに納入しなければならない。その額については別表2のとおりとする。

3 休学したときは、学費として授業料の額の2分の1の休学在籍料を納入しなければならない。

4 既納の学費は、返還しない。ただし、入学許可を得た者で指定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還することがある。

5 経済的事情により学費を延納しなければならなくなったときは、直ちにその旨書面で届け出て、許可を得なければならない。

第11章 科目等履修生、聴講生

(科目等履修生)

第28条 一又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、教授会の議を経て、学長が科目等履修生としてこれを許可する。

2 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(聴講生)

第29条 一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、教授会の議を経て、学長が聴講生としてこれを許可する。

2 聴講生に関する規程は別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第 30 条 本大学院は、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する規程は別に定める。

第 13 章 賞罰

(表彰・懲戒)

第 31 条 表彰・懲戒に関する規程は、別に定める。

第 14 章 規程の改廃

(規程の改廃)

第 32 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日改定施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日改定施行する。

2023年度（令和5年度）入学生

1年					2年					必要 単位
	科目	前期	後期	単位		科目	前期	後期	単位	
必修	基礎研究・創作	●	●	6	必修	ファッションテクノロジー理論Ⅱ	●		2	26
	ファッションテクノロジー理論Ⅰ	●	●	4		修了研究・創作	●	●	6	
	ファッションテクノロジー演習Ⅰ	●	●	2		ファッションテクノロジー演習Ⅱ	●	●	4	
	ファッションビジネスメソッド（演習）	集中		2						
選択	アパレル3DCADⅠ	●		1	選択	グローバルビジネス論	●		2	24
	アパレルテキスタイル演習	●		1		知財マネジメント論	●		2	
	アパレル人間工学	●		2		ドレーピングⅡ	●		1	
	アパレルCADパターンメイキング	●		2		ブランド起業演習	●		1	
	サステナブルファッションⅠ	●		2		プロダクションテクニクⅡ	●		2	
	素材の特性・応用	●		2		コンピュータニット	●	●	2	
	素材論	●		2						
	デジタルデザイン画	●		1						
	ニットCADⅠ	●		1						
	美学	●		2						
	ベーシック・ソーイング	●		2						
	アパレル3DCADⅡ		●	1						
	インターンシップ（テクノロジー）		●	2						
	クリエイティブシンキング		●	1						
	サステナブルファッションⅡ		●	2						
	テキスタイルデザイン		●	2						
	デザイナーブランドの商品企画		●	2						
	ドレーピングⅠ		●	1						
	ニットCADⅡ		●	1						
	ニューテクノロジー演習		●	2						
	ファッションAIとメタバース		●	2						
	プロダクションテクニクⅠ		●	2						
	ラグジュアリー・メソッド		●	2						
デザイン画	●	●	2							
ファッション英会話	●	●	2							
合計										50

ファッションビジネス研究科 ファッションマネジメント専攻 ファッション経営管理コース

2023年度（令和5年度）入学生

1年					2年					必要 単位
	科目	前期	後期	単位		科目	前期	後期	単位	
必修	アカウンティング	●		2	必修	修了研究プロジェクト	●	●	6	23
	基礎研究プロジェクトⅠ	●		1						
	経営戦略	●		2						
	ファッションテック	●		2						
	ファッションマーチャンダイジング論	●		2						
	マーケティング論	●		2						
	基礎研究プロジェクトⅡ		●	2						
	ブランドマネジメント演習		●	2						
	ファッションビジネスメソッド（演習）	集中		2						
選択	アパレル造形論	●		2	選択	グローバルビジネス論	●		2	27
	サステナブルファッションⅠ	●		2		経営情報システム演習	●		1	
	素材論	●		2		知財マネジメント論	●		2	
	Business English	●		2		ファイナンス	●		2	
	マーケティングリサーチ	●		2		ファッションと消費者意識	●		2	
	アドバンスド・ファッションプロダクト		●	2		ファッションビジネス起業論	●		2	
	アパレル生産		●	1		マーケティング戦略論	●		2	
	インターンシップ（経営管理）		●	2						
	クリエイティブシンキング		●	1						
	サステナブルファッションⅡ		●	2						
	組織と人材マネジメント		●	2						
	デジタルコマース		●	2						
	デジタルマーケティング		●	2						
	ビジネスモデル・ケーススタディ		●	2						
	PBL		●	2						
	ファッションAIとメタバース		●	2						
	ファッション文化論		●	2						
	ロジスティクス論		●	2						
合計										50

別表 2

学費

1年次

(単位：円)

専攻・コース	ファッションクリエイション専攻		ファッション マネジメント専攻
	ファッション デザインコース	ファッション テクノロジーコース	ファッション 経営管理コース
入学金	300,000		
授業料（前期）	500,000		
演習実習費	240,000	200,000	170,000
教育充実費	210,000		
入学時納入額合計	1,250,000	1,210,000	1,180,000
授業料（後期）	500,000		
納入額合計（後期）	500,000		
年間納入額合計	1,750,000	1,710,000	1,680,000

2年次

(単位：円)

授業料（前期）	500,000		
演習実習費	120,000	120,000	120,000
教育充実費	210,000		
納入額合計（前期）	830,000		
授業料（後期）	500,000		
納入額合計（後期）	500,000		
年間納入額合計	1,330,000		